

田川商工会議所だより TAGAWA

2018.10 vol.478

発行/田川商工会議所

〒826-0025
福岡県田川市大黒町3-11
TEL 0947-44-3150
FAX 0947-45-6073
URL : <http://www.tagawa.or.jp>



当日出席された被表彰者、事業主、関係者の皆様

9月19日に行われた
第63回永年勤続従業員表彰式
(関連記事はP4)



CONTENTS

- P 3 おじゃまします会員さん
(株)ウエスト・マネージメント
トータルカーサービス ワンウェイ
- P 4 永年勤続従業員表彰式・青年部レポート
- P 5 商工会議所からのお知らせ

福岡県 最低賃金が次のとおり改定されます。

平成30年

10月1日から

1時間

814円

25円
UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。 使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

最低賃金引上げには「業務改善助成金」をご活用ください。

問合せ先 福岡労働局労働基準部 賃金室

TEL : 092-411-4578 FAX : 092-411-4875

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

11月は『労働保険適用促進月間』です

労働者（パート・アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入することが法律で義務付けられています。

まだ、加入手続きがお済でない事業主は、労働者が安心して働く職場作りと安定した事業経営を図るため、所轄の労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）で加入手続きを行ってください。

お問合せ先

福岡労働局総務部労働保険徴収課 TEL 092-434-9835

福岡労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

平成30年7月豪雨で被害を受けられた皆様へ

災害により国税の申告、申請、請求、納税などを期限までにできないときは、次のような期限の延長や納税の猶予などができる場合があります。

- 1 申告、納付などの期限延長(国税通則法第11条)
- 2 納税の猶予(国税通則法第46条)
- 3 予定納税の減額(災害減免法又は所得税法第111条等)
- 4 所得税の軽減免除等(災害減免法又は所得税法第72条等)
- 5 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(租税特別措置法第41条)
- 6 源泉所得税の徴収猶予又は還付(災害減免法)
- 7 災害等により払い出した財産形成非課税住宅(年金)貯蓄の利子等の非課税措置(租税特別措置法施行令第2条の25第2項等)
- 8 ジュニアNISAに係る非課税措置(租税特別措置法第37条の14第2項等)
- 9 災害により被害を受けた場合の法人税の特例(法人税法第78条等)
- 10 特定非常災害に係る消費税の届出等に関する特例(租税特別措置法第86条の5)
- 11 契約書等に係る印紙税の非課税(租税特別措置法第91条の2、第91条の4)
- 12 被災自動車に係る自動車重量税の還付(租税特別措置法第90条の15第2項)
- 13 納税証明書の無料発行(国税通則法施行令第42条第4項)

詳しい内容については、福岡国税局ホームページをご覧になるか、

田川税務署(TEL : 0947-44-0430)にお尋ねください。

福岡国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/index.htm>

Pickup!

会員紹介

おじゃまします！会員さん⑥



会員事業所の紹介（商品、イベント情報、事業所内容等）を無料で掲載いたします。自他推薦は問いませんので、PRしたい事業所をぜひご紹介ください。※ただし田川商工会議所会報は2ヶ月に1度の発行です。1回につき2事業所の掲載となりますので、お申込多数のときは、順次掲載致します。



負荷試験の様子



田川郡香春町中津原4-6

(株)ウエスト・マネージメント

http://west-management.com/
TEL 03-611-136

**非常用発電機の負荷試験
を実施していますか？**

もしもの時に確実に運転できるように、年次負荷試験を実施しましょう

消防法では、毎1回10回以上の負荷で運転確認をすることが義務付けられています。

当社は中古建設機械を国内外に販売している会社です。輸出は商社を通さず直接海外の顧客に販売しています。今回輸出部門の新たな展開を目指し、JICA（国際協力機構）の中企業海外展開支援事業の「基礎調査」に採択されました。その調査を足掛かりに、現地の方が、日本の技術・販売ノウハウを取り入れ、豊かな暮らしができるよう、全社一丸となって取り組んでいきたいと思っています。

また新規事業として、自家用発電設備（非常用発電機）の点検業務（負荷試験）を2018年4月より開始しました。ここ数年自然災害が多く発生し、自家用発電設備を使用する機会が増えましたが、使用時に負荷試験を行っていない為、発電しないという事例が多く報告されています。消防法が改定され、未実施の際の罰則も強化されています。当社が可搬型発電機で長年培つた技術と経験を活かし、自家用発電設備（非常用発電機）の負荷試験受託業務をもう一つの柱として育てています。

ワンウェイ・トータルカーサービス

田川市大字夏吉2849-1
TEL 03-611-136



当店では車検、点検から一般修理、新車・中古車販売等、車のことなら何でもご相談いただけます。お車の使用頻度やカーライフに応じたメンテナンスをご提案し、お客様まと相談しながら必要な整備を進めていきます。

昨年5月にオープンし、1周年が過ぎました。新規のお客さまにもご来店いただきやすいお店作りを心掛け、お客様が車のことなどで何かお困りになられた際は、気軽に何でも相談できるようなカーショップでありたいと思います！

第63回 永年勤続従業員表彰式を開催

田川商工会議所では、9月19日(水)第63回永年勤続従業員表彰式をザ・ブリティッシュ・シユヒルズにおいて開催、会員事業所より推薦された52名の方々がこの日、栄えある表彰を受けました。

商工業の振興を図り、優秀な人材の育成、従業員の福利厚生の充実を目的に始まつた当表彰式も今年で63回を迎え、当日は商工会議所から谷口会頭以下役員・議員、また来賓、関係者、参加事業所の事業主の方々も多数出席されました。

表彰式冒頭、谷口会頭は「新卒者の離職率が入社3年で3割を超える社会において、5年以上の長きにわたり、田川地域の事業所に勤続された皆様に感謝を申し上げると共に、今後も豊富な経験と知識を生かして、事業所繁栄のために頑張つていただきたい。」とのお祝いと激励のあいさつがありました。

続いて表彰に入り、谷口会頭より勤続40年から5年までの方に商工会議所会頭賞(30年以上の方は日本商工会議所会頭との連名表彰)が、二場田川市長より30年以上の方に田川市長賞が、また小川福岡県知事(代理)より30年以上の方に県知事感謝状がそれぞれ贈られました。

表彰後、来賓紹介が行われ、出席者を代表して小川県知事(代理として福岡県筑豊労働者支援事務所所長川原敦氏)、二場田川市長、野田国義参議院議員、高瀬弘美参議院議員よりお祝いのことばをいただきました。

田川商工会議所では、9月19日(水)第63回永年勤続従業員表彰式をザ・ブリティッシュ・ヒルズにおいて開催、会員事業所より推薦された52名の方々がこの日、栄えある表彰を受けました。

商工業の振興を図り、優秀な人材の育成、従業員の福利厚生の充実を目的に始まつた当表彰式も今年で63回を迎え、当日は商工会議所から谷口会頭以下役員・議員、また来賓、関係者、参加事業所の事業主の方々も多数出席されました。

最後に被表彰者を代表して、北九州高压容器検査株式会社の篠原整さんから「私どもが今日まで長く働いてこられましたことは、事業主をはじめ多くの先輩、同僚の皆様のご支援ご協力と感謝し、今後も事業所や郷土・田川の発展のために努力してまいります。」と謝辞が述べられました。

引き続いだ行なわれた懇親会では、和やかな雰囲気の中で会食を楽しまれ表彰式、懇親会とも盛会のうちに終了しました。

表彰を受けられた皆様、
おめでとうございます！



◆◆◆◆◆◆
10 20 30 40 50 60
年 の 部 年 の 部 年 の 部 年 の 部 年 の 部 年 の 部
◆◆◆◆◆◆
8 14 4 3
名 名 名 名
◆◆◆◆◆◆
5 15 25 35
年 の 部 年 の 部 年 の 部 年 の 部
◆◆◆◆◆◆
11 8 2 2
名 名 名 名

田川YEGレポート

青年部では会員相互の親睦や地域活性化に寄与する活動を積極的に行っていきます！

若手後継者等人材育成事業合同講演会を主管開催！

自身の体験をもとにした講演では、長年連れ添つた奥様のご理解や講演先での経験などありのままを具体例としてお話しいたしました。

講演後の質疑応答では、経営者として自身の事業所従業員等に相談を受けた場合、どのような対応をすべきか、など積極的な質問も多く、関心の高さもうかがわれ、本講演会は盛会のうちに終了致しま

9月11日（火）ザ・ブリティッシュ・シユヒルズにおいて、田川YEGが主管し、福岡県商工会議所青年部連合会の標記事業を開催致しました。当日は福岡県内の青年部より98名が集まりました。

今回は講師として、セラピストであり、ミュージシャンでもあるROSE氏をお招きし「思いやりの心をはぐくむ」心ある経営者になるために「」と題した、LGBTに関する講演を頂きミニセミナーを行いました。



事業資金貸付のご案内 (H30.10.1現在)

この他にも融資制度があります。詳細につきましてはお気軽にお問い合わせください。

田川商工会議所 ☎ 44-3150

融資制度	融資限度額	利 率	融資期間	保証人
(国)普通貸付	4,800万円	2.06～2.65%	運転資金5年 設備資金10年	原則として法人は代表者のみ 個人は不要
(国)生活衛生貸付	7,200万円	2.06～2.65%	設備資金13年	原則として法人は代表者のみ 個人は不要
(県)小規模事業者振興資金	5,000万円以内 (設備資金は8,000万円以内)	1.4% (別途保証料)	運転・設備資金10年	原則として法人は代表者のみ 個人は不要
(県)短期運転資金	3,000万円	1.4% (別途保証料)	運転資金1年	原則として法人は代表者のみ 個人は不要
田川市融資制度 事業資金	2,000万円	1.4% (別途保証料)	事業に必要な資金 10年	原則として法人は代表者、 個人は不要
田川市融資制度 小口零細企業資金	2,000万円	1.4% (別途保証料)	運転・設備資金10年	原則として法人は代表者、 個人は不要

【問い合わせ先】田川市役所 建設経済部 産業振興課 企業・商工振興係 ☎ 85-7145 (直通) 詳しくは、市HPをご覧ください。

平成31年 新年祝賀会のご案内

主催：田川商工会議所

日時：平成31年 1月 5日(土)

12時～13時



場所：ザ・ブリティッシュヒルズ

会費：おひとり 3,500円

申込方法

申込書にご記入の上、会費を添えて
田川商工会議所まで

*お申込みについては別途ご案内をお送りします

【お問合せ】田川商工会議所 TEL 0947-44-3150

主な行事予定

10月22日(月)	青年部役員会
10月24日(水)	女性会チャリティパーティ
10月26日(金)	会員親睦チャリティゴルフ大会
10月28日(日)	第214回珠算能力検定試験
11月 1日(木)	女性会役員会
	消費税軽減税率制度対策セミナー
11月 3日(土)	第7回チビッコ相撲大会
11月 4日(日)	ふれあい相撲大会
11月 7日(水)	正副会頭会議
	正副会頭、女性会・青年部正副会長意見交換会
11月12日(月)	女性会視察研修
11月13日(火)	市民公園清掃
11月18日(日)	第150回簿記検定試験
11月22日(木)	筑商連合同調査研究会
11月28日(水)	会員ゴルフ会例会

販売促進セミナーを開催

9月19日「完売王が語る！ “売れない時代に売れる”商品の魅力とは？」というテーマで販売促進セミナーを開催しました。講師はイエローハットでタイヤ販売日本一に輝く等実演販売のプロ、河瀬和幸氏。実演販売を通じてお客様の心理を掴み、顧客満足度の高いホンモノの商品を接客販売で息の長いロングセラーにすることが大切である。ホンモノの商品を見分ける為には問屋の言うことを鵜呑みにせず、自分で確かめて、本当に良いものだと自信を持って販売するべきであり、お客様の小さな変化も見逃さないよう、売り場に積極的に立つべきと強調されました。その他にも、販売員についてやお客様の引き込み方等を実例を交えて説明されました。出席された事業主の方から販売員の接客についてのやり方等の質問もあり、時間をオーバーする程の盛況となりました。

会員サービス事業

折込チラシサービス

お店のチラシを会報に折り込みませんか？
イベント・製品・セール等のPRにご利用ください。

■メリットがたくさん！

- 通常のDMや新聞広告・ポスティングに比べて、安価な郵送コストで広告宣伝を行うことができます。
- 面倒な発送作業もありません。
- 企業向けの効果的なPRが可能



■利用料
折込料 (1部)
32,400円 (税込)

発送先/約1,400社
(会議所会員、関係団体
ほか)

詳細は商工会議所まで

～65歳超雇用推進助成金のご案内～

平成30年4月から制度が一部変更されています

65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施する事業主の皆様を助成します。

雇用管理に関する措置の実施等を要件に加え引上げ幅等に応じて支給額が変更されました。

主な支給要件

- ・労働協約または就業規則で定めている定年年齢等を、過去最高を上回る年齢に引上げること
- ・定年の引上げ等の実施に対して、専門家へ委託費等の経費の支出があること。また、改正後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ること
- ・1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること
- ・高年齢者雇用推進者の選任及び高年齢者雇用管理に関する措置(※1)の実施

支給額

・定年の引上げ等の措置の内容、60歳以上の被保険者数、定年等の引上げ年数に応じて5万円から160万円
(ただし1事業主あたり(企業単位)1回限り)

生産性要件(※2)とは、「助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて6%以上伸びていること(生産性要件の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないこと)」が要件です。(企業の場合)

高年齢者雇用環境整備支援コース

高年齢者の雇用の推進を図るために、以下のいずれかの高年齢者の雇用環境整備の措置を実施した事業主の皆様を助成します。

措置の実施後、6ヶ月間の措置内容の使用・運用及び対象被保険者の継続雇用が要件に加わりました。

措置の内容

- ①機械設備、作業方法、作業環境の導入または改善による既存の職場または職務における高年齢者の雇用機会の増大
- ②高年齢者の雇用の機会を増大するための雇用管理制度の導入または見直し及び高年齢者に対する健康管理制度の導入

支給額

以下の(1)、(2)いずれか低い額を支給します
(上限1,000万円)

- (1)措置に要した経費の60%(75%)、ただし中小企業事業主以外は45%(60%)
(2)措置の対象になる1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者1人あたり28.5万円(36万円)
〔(2)内は生産性要件(※2)を満たす場合。〕

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{不動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}} + \text{雇用保険被保険者数}$$

高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主の皆様を助成します。

無期雇用転換日において、64歳以上の労働者は当コースの支給対象外となりました。

申請の流れ

- ①高年齢者雇用推進者の選任及び高年齢者雇用管理に関する措置(※1)を実施し、無期雇用転換制度を整備
- ②転換計画の作成、機構への計画申請
- ③転換の実施後6ヶ月分の賃金を支給
- ④機構への支給申請

支給額

- ・対象労働者1人につき48万円
(中小企業事業主以外は38万円)
- ・生産性要件(※2)を満たす場合には対象労働者1人につき60万円
(中小企業事業主以外は48万円)

高年齢者雇用管理に関する措置(※1)とは
(a)職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等
(b)作業設備・方法の改善、(c)健康管理、安全衛生の配慮
(d)職域の拡大 (e)知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
(f)賃金体系の見直し、(g)勤務時間制度の導入化 のいずれか



独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構
福岡支部 高齢・障害者業務課
(TEL : 092-718-1310)

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

制度の特長

① 経営者のための 退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

② 掛金は 全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

③ 受取時も 税制メリット

共済金の受取は、一括の場合には「退職所得扱い」、分割の場合には「公的年金等の雑所得扱い」です。



TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模共済

検索

中小機構

ホームページ制作

インターネットの普及で、企業や商店のホームページがますます効果的になっています。

会社の営業案内から、ネットショッピングサイトまで、ぜひ当社にご相談ください。



Web Solution Webサイトデザイン・コンテンツ制作/ Webサイトのトータルコンサルティング

Creative Japan

お客様紹介Vol.81

株式会社 グリード 様

<https://gred.co.jp/>

福岡の不動産投資について金融機関
借入から建設、運用までトータルサポートするグリード様のホームページ。

「購入者の年齢や職業」「資金調達条件」など様々な項目で事例を検索でき、
相談やお問い合わせにつなげます。担当範囲:サイト設計、システム開発



株式会社 クリエイティブジャパン

〒825-0018 福岡県田川市番田町2-1たがわ情報センター1F

TEL 0947-46-1067 FAX 0947-46-1068 <http://creative-j.jp> <http://joho-tagawa.jp>

▼たがわ情報センターはこちら